

2020/12/23(水)

JIA 市民大学講座 2020 まちづくりセミナー

「建築とまちの価値を高めるデザインレビューを考える」 記録

本セミナーでは冒頭に基調講演として坂井文教授(東京都市大学)より「英国 CABE と建築・都市デザイン」と題して、CABE 設立の背景から、活動内容、活動縮小後の様子についてお話を頂きました。

(基調講演概要)

CABE(Commission for Architecture and Built Environment)は当初、政府諮問機関の都市政策提言書を背景に 1999 年に設立された。都市政策として良好な都市環境の創造を目指していた新政権は、よりよい建築デザインの誘導を地方自治体に求めていたことや、PFI 等の手法が普及し、コスト重視の公共事業の広がりが危惧される中、政府の建設投資のデザインの質を担保するため、主に自治体に助言、技術支援をすることが目的だった。活動内容についてはデザインレビューだけに留まらず、計画実現支援、調査研究、デザイン教育の多岐に渡る。

デザインレビューにおいては、コンペにより選ばれた設計者に対して建築整備後の周辺環境変化のシナリオを求めた事例や競技場における車椅子席の具体的な位置、建築に留まらず土木やランドスケープについて等の内容についてレビューが行われた。レビューの視点、論点についてはデザインレビューの 10 の原則等を通して明確に示され、設計者とレビューワーが共通の認識を持ってレビューに臨むことができる。そして、審査の時間は厳格に 1 時間と決めることにより簡潔な説明を誘導する、PPT ではなく模型と図面を張り出すこと等、明確な答えが難しいデザインという分野の審査をするための工夫がされている。

また、調査研究活動の成果としてガイドやケーススタディ集などを年に複数回発行するなど、より良い建築環境、都市デザインのためにレビューする側も知識を蓄え、発信している。著名建築家が子どもたちに自身の作品を直接説明する等の活動もあった。

CABE の活動は 2010 年を境に縮小されるが、地方自治体自身がデザインレビューをおこなう方向に方針転換したものであり、10 年余りの活動はそれに向けたノウハウの蓄積と普及のための活動だったと言える。

(パネルディスカッション)

**講師：坂井文 東京都市大学 都市生活学部 教授**

**パネリスト：東実 元 芦屋市 都市建設部 主幹**

**所千夏 アトリエ CK (JIA)**

**杉野卓史 株式会社 安井建築設計事務所 (JIA)**

**進行：坂井信行 株式会社 地域計画建築研究所 (JIA)**

パネルディスカッションの冒頭では、各パネリストよりそれぞれのこれまでの経験や思い描いているもの等について短いプレゼンがありました。

(各パネリストプレゼン)

**元芦屋市都市建設部主管 東氏**

芦屋市が全市を景観地区に指定するまでの景観行政の歩みについて説明。元々、条例に基づき、行政指導の形をとっていたが、阪神淡路大震災後、全市景観地区へ舵を切った。

**アトリエ CK 所氏**

エリアアーキテクトという仕組みについての提案説明。各地域に根差した建築家や工務店、まちの電気屋さん等も含めた地域のことを良く知っている専門家がネットワークすることで、まちや建築に関する困りごとがあった際に市民が相談できる「『まち』医者のようなエリアアーキテクト」が実現できないか。

**安井建築設計事務所 都市デザイン部部長兼国際部部長 杉野氏**

ベトナムのプロジェクト経験を通して感じた当地におけるデザインレビュー制度についての話題提供。事業の実施主体が公共か民間であるかによって、レビューの意味合いが異なり、民間事業においては根本的な否定をされることも珍しくない。

(ディスカッション)

**テーマ1：レビューの実施形態について**

坂井信：CABE は行政を支援する組織、芦屋市は行政自体がレビューを行うという形、エリアアーキテクトは地域の人をサポートするシステムと捉えることができる。三名のプレゼンを聞いて坂井先生はどのように思われたか。

坂井文：芦屋市は住宅地が中心であり、そこに大きなボリュームの集合住宅が建つことを想定した制度となっているように思う。エリアアーキテクトの提案については、英国にはアーキテクチャーセンターというものが各地にあり、地方ではそこがデザインレビューをおこなっていることが多い。NPO として開発の際に住民と事業者の間の翻訳者として機能しており、エリアアーキテクトと近い存在かと思う。ベトナムのような政治体系の場合には提案に関して白黒つけやすいが、日本等の

民間事業に対する強制力が弱い場合もある中、最終的な落としどころをどうするかが難しくなってくる。そのような状況下でデザインレビューを行うためには、そのエリアを何とかしたいという思いや意義があって、それを実現するためにデザインレビューを行うと考えた方が筋の通った取組になると思う。

杉野：ベトナムにおいては、公共プロジェクトか民間プロジェクトかによって審査する委員の顔ぶれも違い、レビューの目的が違うように思う。公共プロジェクトの場合は副大臣や学識等のプロの人やキーマンが揃えられ、レビューを行う。民間プロジェクトは行政協議に必要な機関が集まっているようなイメージである。

東：景観法の景観地区による縛りが強すぎ、景観計画や条例で誘導を行なっている自治体が多い中、芦屋市では全市を景観法に基づく景観地区に指定している。芦屋市在住のアドバイザーの先生方が自分の街を良くしたいという強い思いがあったからかと思う。芦屋市では不認定の事例もあるが、制度作成時点では不認定を出すことは想定していなかった。制度開始間もない時期に、周辺の3階建以下のボリューム感に対し、法規制上最大の5階建集合住宅を建設する申請があり、委員や市長と相談し、不認定となった。しかし、その後、一定のボリュームのあるものが建設され別の問題も出た、全面的に良い結果を生んだわけではなく課題は残った。より良い結果を生むための景観法かと思うので、その後は、不認定ではなく、不認定相当として、いったん取り下げてもらおうという形をとっている。

坂井信：何のためにレビューするのかというのが大切な点かと思う。また、レビューする人とされる人の信頼関係が大切ではないか。レビュアーは事業者と住民の間に立つ存在であり、エリアアーキテクトがその役割を担っていける可能性を持っているようにも思う。

所：ある市町村で景観アドバイザーを務めているが、どの段階でアドバイス、指摘をするかというのがとても難しい。指摘されるタイミングによっては設計者側にとって大変困る指摘もあると思う。どのタイミングでアドバイスをすることが最適なのか。

東：芦屋市の制度設計の際に議論になった。基本計画段階で一度、アドバイザー会議に諮ってもらい、その後、具体化されてきたらもう一度諮ってもらおうように案内している。

坂井信：最終的には認定されるように行政と事業者が一緒に進めていくという姿勢が大切と感じた。

坂井文：英国では開発許可審査を通過しなければ建設することが出来ない。日本は建築基準法を守れば建設は可能であるが、ゾーニング制をとらない英国は容積率の指定もないなど違いがあり、CABEの仕組みをそのまま日本に転用できるものではない。ただデザインという裁量的な判断をどのように行うかという定性的判断の基準をつくりあげていく点で私は当初 CABE に興味を持った。

## テーマ2：専門家としてどのようにレビューに関わっていくか

坂井信：レビューを行う側に専門家としてどのように関わっていけばよいと思われるか。

杉野：ガイドラインがあればはっきりするが、そうでない場合にデザインを議論するのは裁量が大きいと思う。意見がそれぞれあるのは当然であるが、レビュアーが一定のバックボーンを持っていることが、レビューを受ける側の納得につながるのではないかと感じる。CABEでは出版物（テキスト）を出すことでレビュアーが知見を持っていることを示しているように思う。ベトナムでは副大臣に審査されることもあったが、発言を聞いているとよく勉強されていると感じた。

坂井信：所さんは審査側を経験された際、誰のためにレビューするのかという点についてどのように意識されたか。

所：審査する施設の利用者側を意識し、設計者としてその段階で言われると嫌がるであろうと思われることもあえて指摘したが、審査される側の反応を見るということは意識した。罰則がないため指摘したことも最終的にはどうなるかわからない。

坂井信：設計者の背後にはクライアントがいるかと思うが、レビュアーの背後には何がいるのか若しくは何を考えてレビューをするべきなのか。

坂井文：私は公益だと思う。それがレビューをする意義となる。たとえ自宅であってもファサードや前庭等はまちに属している部分だと思う。

坂井信：そのあたりは教育の問題も大事だと思う。CABEでは子どもに対して教育活動も行っているようであるが、JIAでも子どもの建築学習についての活動も行っている。

所：エリアアーキテクトのように地域のことを良く知っていることがレビューされる側から信頼される一つの要素になるのではないと思う。

東：芦屋市では地域のデザイン特性を配慮方針として細かく記載している。それを参考にデザインしてもらおう。行政は指導に対して明確な指針がないと強い権限を發揮しにくい。事例を徐々に積み上げながら、より分かりやすいものとして示し、行政の裁量を活かしながらの指導、判断につなげていくことができるように思う。

**質疑：設計条件に関わる事項や要望事項がデザインレビューの時点で示されることは事業者、設計者共に納得はできないこともあると思うが、初めから条件や要望を提示できないのか。**

坂井文：芦屋市の配慮方針のようにできるだけ細かくポイントや情報を与えることで、設計者も取り組みやすくなるのではないか。CABEではデザインレビューの10の原則があるが、どういうことを審査するのかを具体的にわかるように示してあると良い。CABEは審査の最後にレターというものを公表する。似たような物件であればそれを参考にすることで注意点がわかる。ケーススタディ集を通して事業者、設計者が事前に傾向、方向性を理解できる。それらをまとめるための文章力や、各専門家の意見をいかに引き出すか審査の議長の役割も大切である。抽象的な話とならないよう、議論するための土台を共有することが大切である。審査される

側が指摘に対して抵抗や予想外の指摘と感ずるのはその土台が共有されてない場合が多いように思ふ。

以上。